

# ガス事業の現状について

# 一般ガス事業及び簡易ガス事業について

- ・ガス事業法に基づく許可により、供給区域内の需要家に対し導管によりガス(主に天然ガス)を供給する**一般ガス事業**と、供給地点群の需要家に対し簡易なガス発生設備(特定ガス発生設備)を用いて導管によりガス(主にLPG)を供給する**簡易ガス事業**が存在。(このほか、ガス事業法の規制を受けないLPガス販売事業(「液石法」(※)による規制対象)が存在)
- ・導管等の二重投資を回避する観点から、供給区域での**独占供給**を認める一方、その独占的経営に伴う弊害を取り除き、主として小口需要家を保護する観点から、国が**供給義務**を課し、原則として、認可を受けた料金(原則、総括原価主義に基づく)その他の供給条件(供給約款)での供給が事業者**に義務付けられている**。 ※液石法=液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

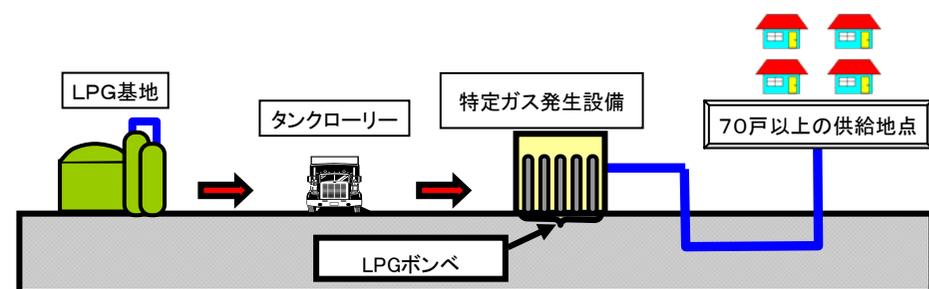
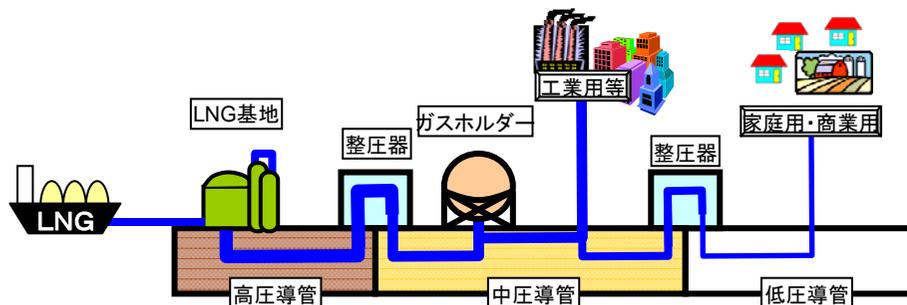
## 一般ガス事業

需要家件数	2808万件
事業者数	213社
私営	180社
公営	33社

## 簡易ガス事業

需要家件数	152万件
事業者数	1637社
公営	9社
私営(大半が中小企業)	1628社

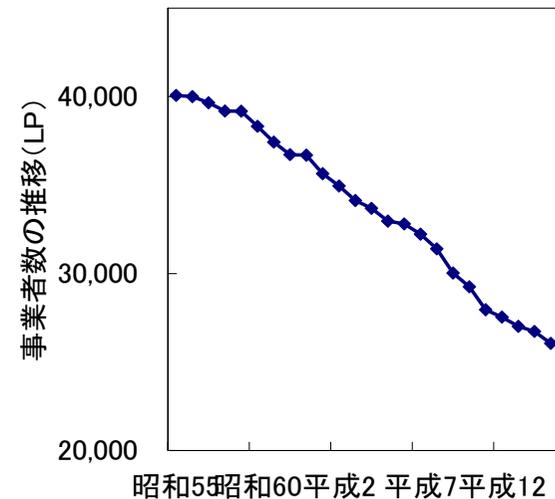
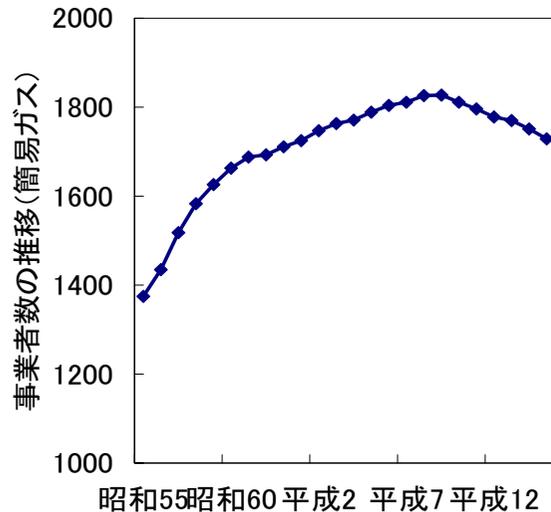
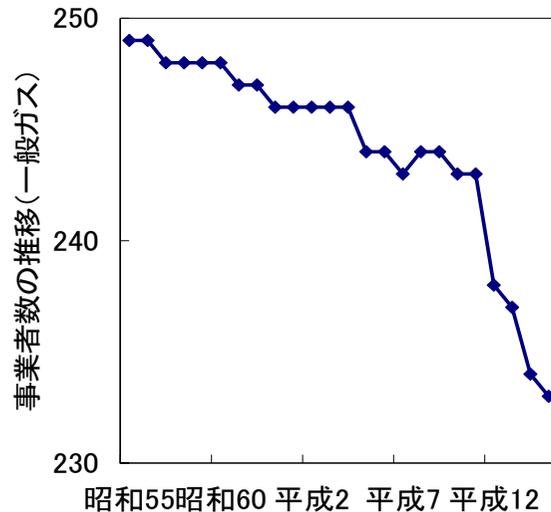
数字は平成19年3月31日現在



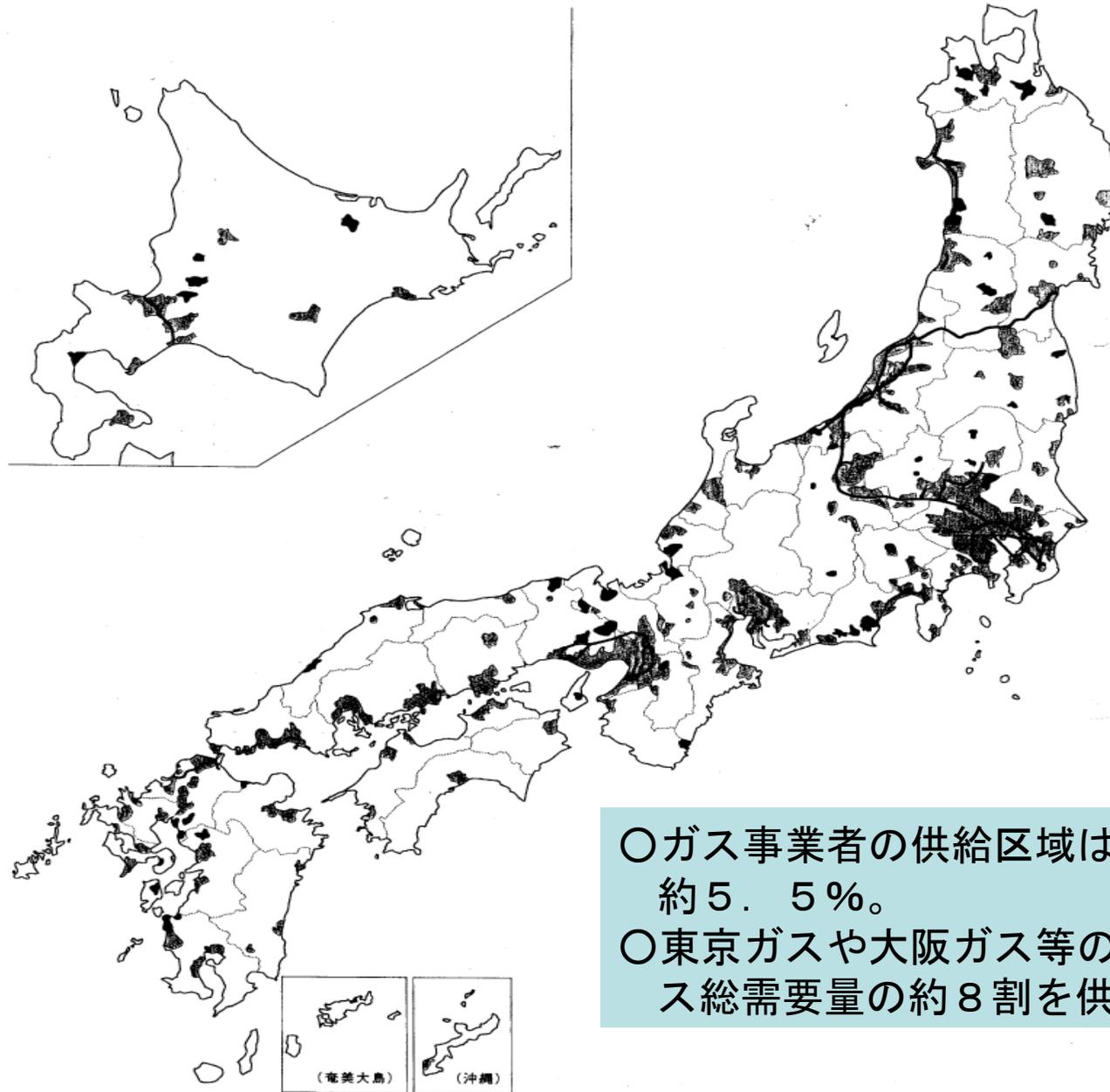
# 我が国のガス産業の構造

(注)一般ガス事業は46MJ(約11,000kcal)、  
簡易ガス事業及びLPガス販売事業は100.4652MJ(24,000kcal)換算。

	一般ガス事業	簡易ガス事業	LPガス販売事業
事業者数	213事業者 (平成19年3月31日現在) (うち公営事業者 33者)	1,637事業者 (平成19年3月31日現在)	24,622事業者 (平成19年3月31日現在)
需要家件数 (メーター取付数)	約2,808万件 (平成19年3月31日現在)	約152万件 (平成19年3月31日現在)	約2,600万件
ガス販売量	307億m <sup>3</sup> /年 (平成19年3月31日現在)	2億m <sup>3</sup> /年 (平成19年3月31日現在)	89億m <sup>3</sup> /年 (平成17年度)



## 我が国のガス供給区域

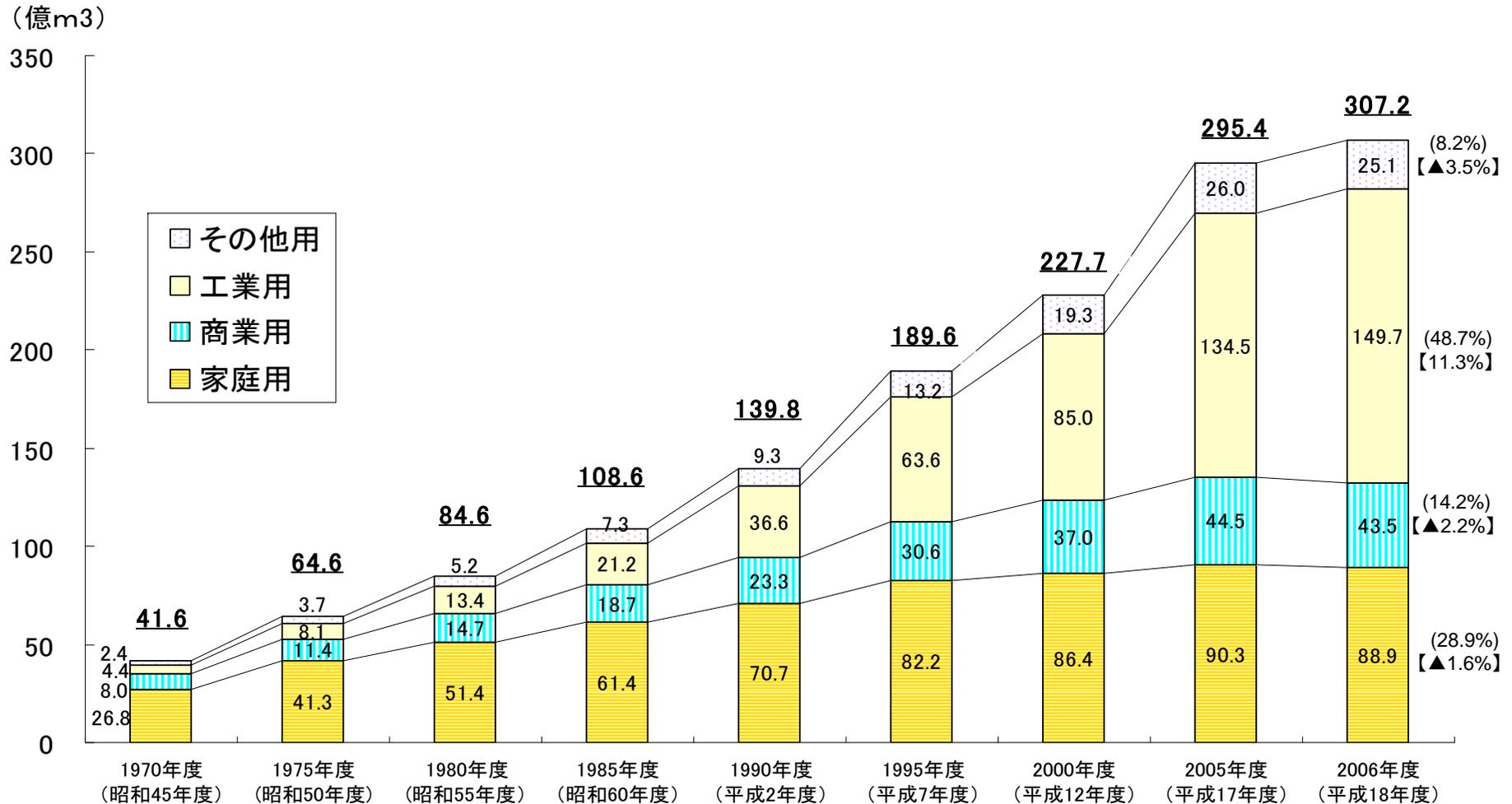


- ガス事業者の供給区域は日本の国土の約5.5%。
- 東京ガスや大阪ガス等の大手4社がガス総需要量の約8割を供給。

# 一般ガス事業における用途別販売量の推移

◎販売量は、1995年度から2006年度の11年間で約**1.6倍**に増加。

◎用途別では、工業用約**2.4倍**、商業用約**1.4倍**、家庭用約**1.1倍**に増加。

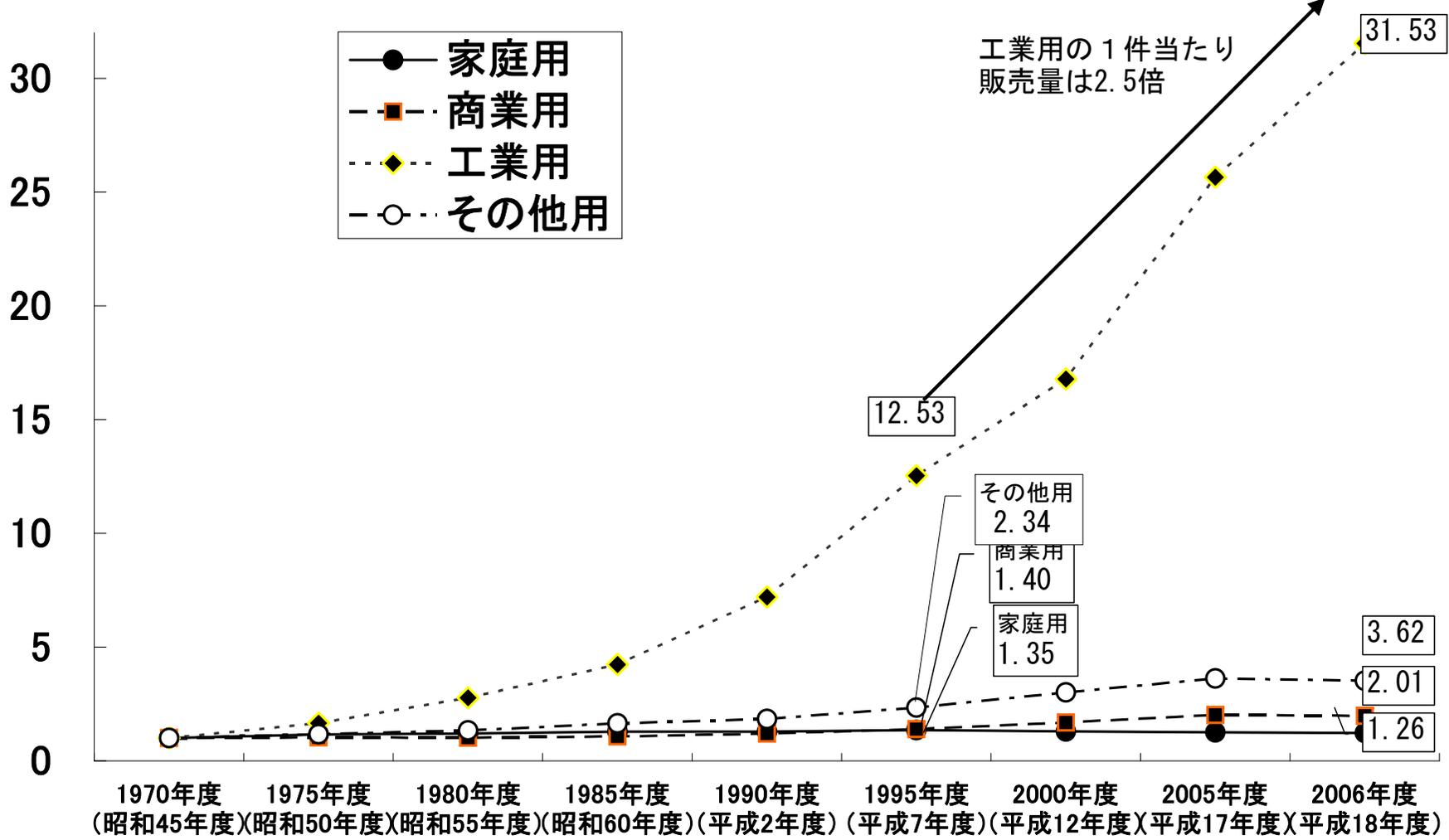


(注) 1. 販売量は46MJ

2. ( )内の数値は構成比(%), 【】内の数値は前年度比(%)

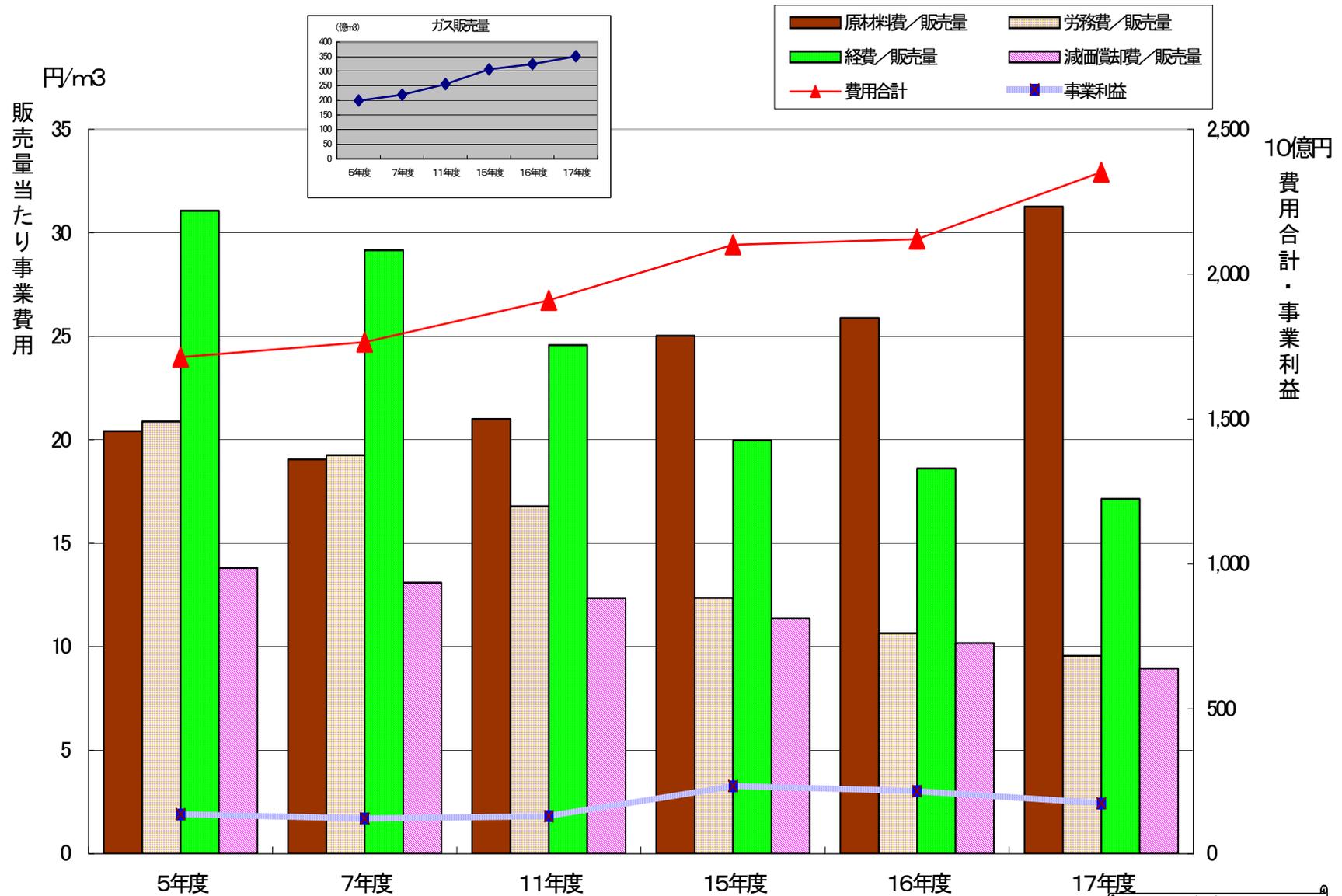
# 一般ガス事業における需要家一件当たり販売量の推移

(1970年度=1)



(出典:ガス事業便覧)

# 事業費用構成等の推移(全国計)



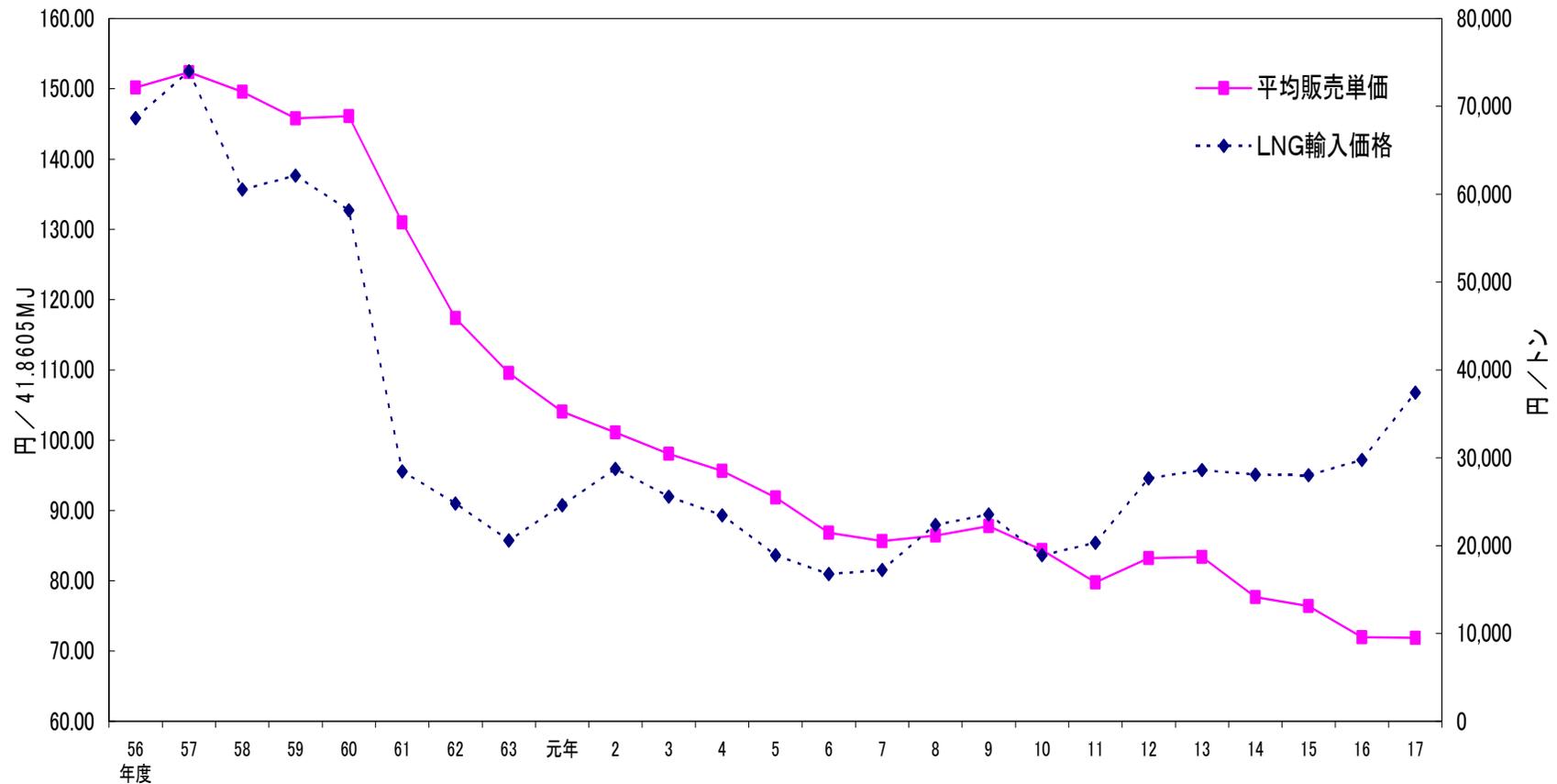
出典: 財務諸表より

# LNG輸入価格と都市ガス平均販売価格の推移

・ガス事業の小売自由化が開始された平成7(1995)年度以降、LNG輸入価格は上昇傾向で推移しているものの、ガスの平均販売価格は低下傾向で推移している。

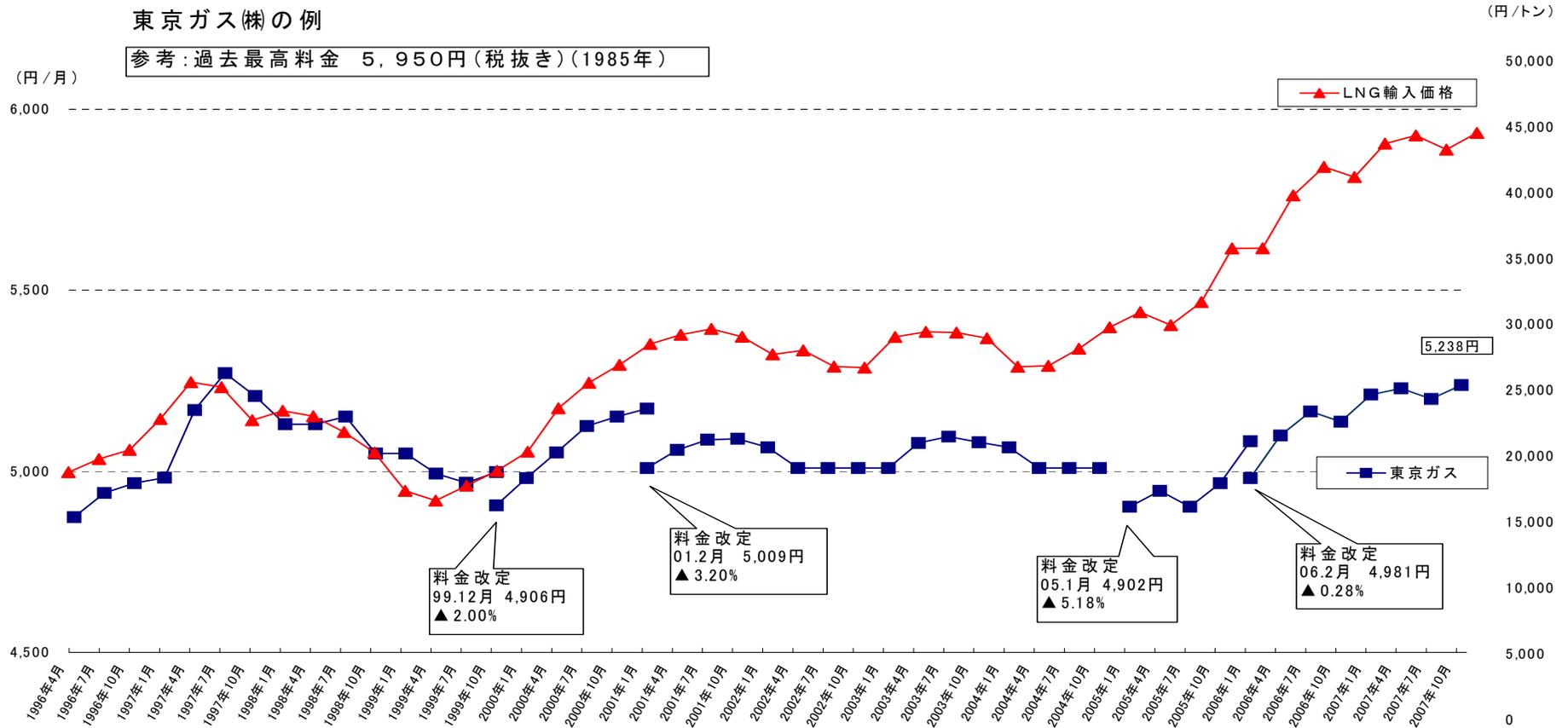
(販売単価: 円/41.8605MJ)

(輸入価格: 円/トン)



# 標準家庭のガス料金推移(原料費調整後)

- ・LNG輸入価格は上昇傾向で推移しているものの、標準家庭のガス料金は料金引き下げ改定を実施した結果、微増で推移している。



※標準家庭のガス料金とは

1ヶ月のガス使用量を34m<sup>3</sup>(46.04655MJ)とした場合の料金(=基本料金+従量料金×34)(税込み)  
 消費税は97年3月までは3%、97年4月以降は5%  
 H18.2.21標準熱量引き下げに伴い、3月以降は1ヶ月のガス使用量は34m<sup>3</sup>(45MJ)となった。

# 一般ガス料金の国内地域間格差

- 一般ガス事業者の全国ベースでの料金格差は、最大2.81倍(1m<sup>3</sup>あたりの料金の84.33円~237.36円まで分布)で、平成15年2月時点調査の最大2.97倍と比べ改善されている。なお、事業形態が異なる公営ガス事業者(公営ガス事業者から譲渡を受けた場合も含む。)を除く私営事業者間の格差は2.65倍となる。
- 地域間格差が生じる要因としては、気温(水温)、人口密度(町の集積度)、産業構造(大規模需要の有無)といった地域特性や公営・私営といった経営形態などが考えられる。

(注)

- ①最大格差:域内の最高と最低を比較(括弧内は私営事業者間の比較)
- ②大手4社と域内最高との比較
- ③比較のベースとなる料金は、
  - ・平成18年8月1日現在の供給約款の基準単位料金を用いて算定
  - ・月間使用量55m<sup>3</sup><41.8605MJ(10,000kcal換算)>の料金
- ④平均料金は、平成17年度の小口平均価格<41.8605MJ(10,000kcal換算)>(出典:ガス事業便覧 平成18年版)
- ⑤平成17年の1件あたりの月間家庭用ガス販売量  
 ※【販売量<41.8605MJ(10,000kcal換算)>/取付メーター数/12月】

<九州・沖縄>

最大格差 1.43倍(1.43倍)  
 西部ガスとの格差 1.31倍  
 平均料金 158.63円/m<sup>3</sup>  
 月間家庭用販売量 九州 22.42 m<sup>3</sup>/月  
 沖縄 13.88 m<sup>3</sup>/月

<近畿>

最大格差 1.81倍(1.81倍)  
 大阪ガスとの格差 1.81倍  
 平均料金 110.43円/m<sup>3</sup>  
 月間家庭用販売量 32.03 m<sup>3</sup>/月

<北海道>

最大格差 1.66倍(1.66倍)  
 平均料金 145.95円/m<sup>3</sup>  
 月間家庭用販売量 18.34m<sup>3</sup>/月

<東北>

最大格差 1.97倍(1.64倍)  
 平均料金 147.63円/m<sup>3</sup>  
 月間家庭用販売量 27.19m<sup>3</sup>/月

<関東>

最大格差 2.46倍(2.31倍)  
 東京ガスとの格差 1.72倍  
 平均料金 107.61円/m<sup>3</sup>  
 月間家庭用販売量 34.14 m<sup>3</sup>/月

<中国・四国>

最大格差 1.38倍(1.38倍)  
 平均料金 157.57円/m<sup>3</sup>  
 月間家庭用販売量 中国 23.60m<sup>3</sup>/月  
 四国 21.29m<sup>3</sup>/月

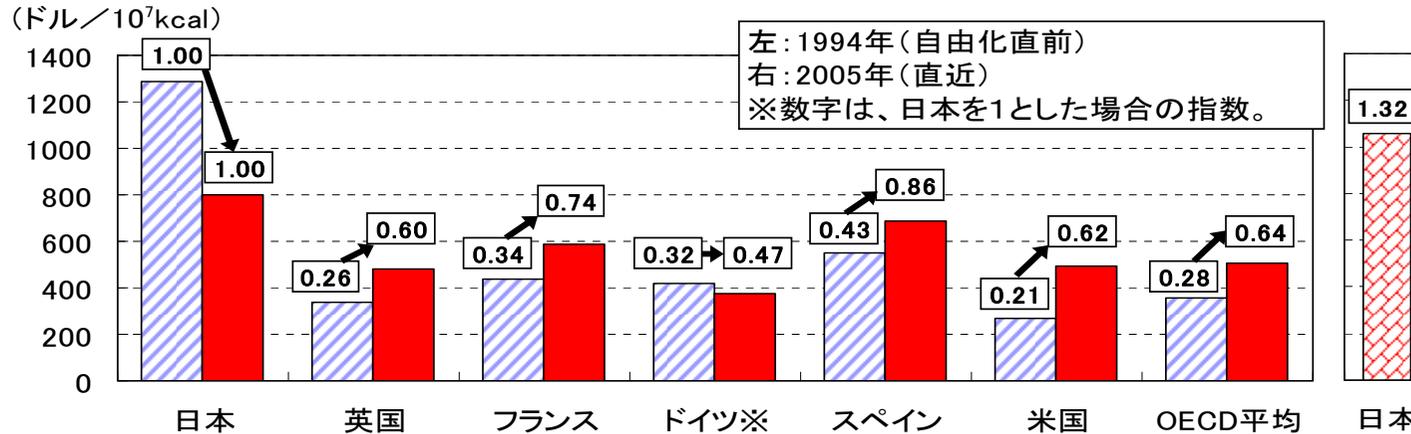
<中部・北陸>

最大格差 1.45倍(1.45倍)  
 東邦ガスとの格差 1.45倍  
 平均料金 124.46円/m<sup>3</sup>  
 月間家庭用販売量 中部 30.83m<sup>3</sup>/月  
 北陸 21.59m<sup>3</sup>/月

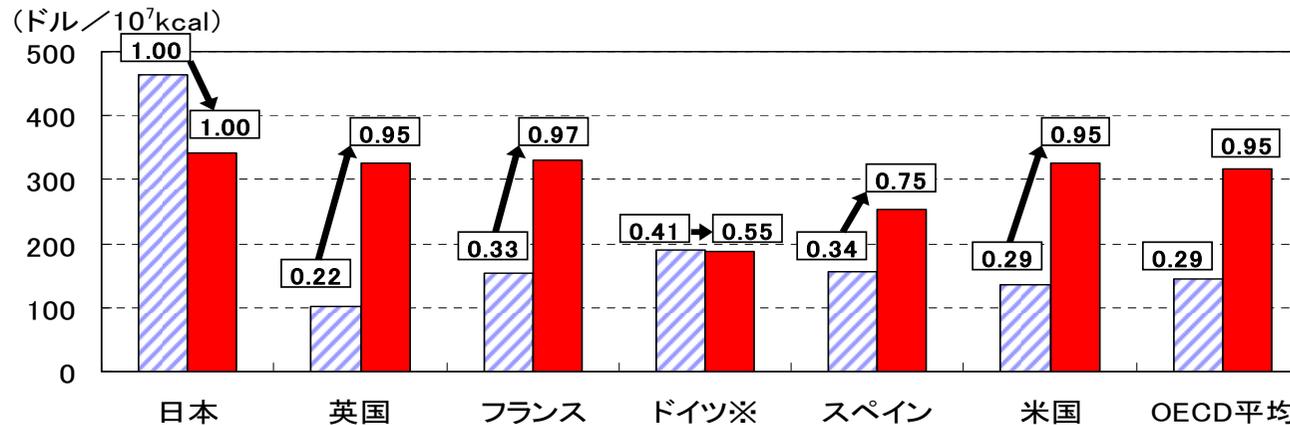
## ガス価格の内外価格差(平均為替レートベース)

ガス市場の小売自由化開始後、多くの国との比較において価格差は縮小。  
 家庭用においても、選択約款料金の適用等により欧米との価格差は大幅に縮小。

### 【家庭用】

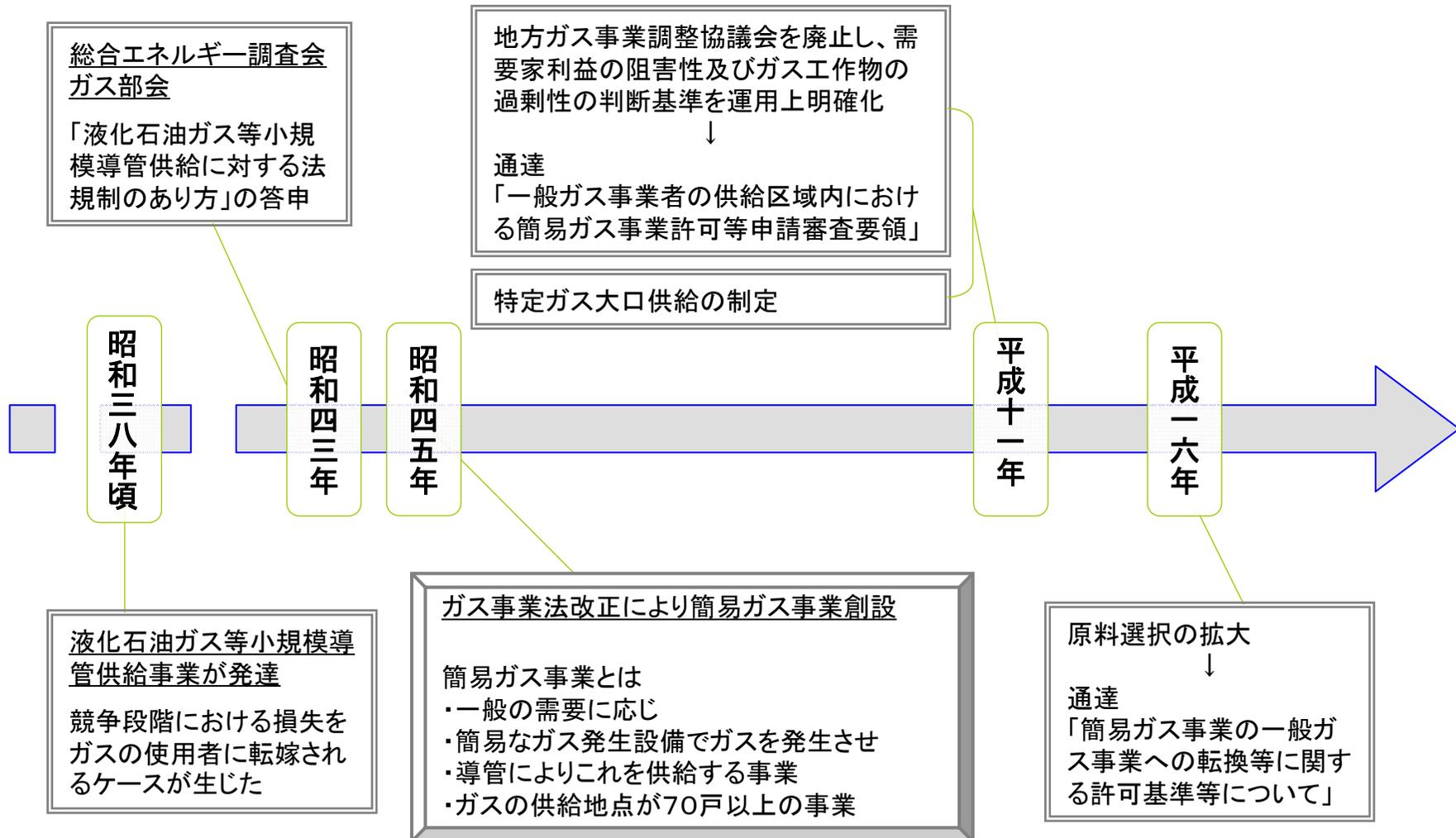


### 【産業用】



家庭用は年間約1,600m<sup>3</sup>、産業用は年間約93万m<sup>3</sup>の需要家を想定して単価を算出。  
 海外データはIEA/Energy Price&Taxes 3rd Quarter 2006から引用。(※は1994→2000年のデータ)  
 日本の価格は、大手3社(東京、大阪、東邦)の実績から、選択約款の適用などを考慮して資工庁が推計した実勢単価。

# 簡易ガス事業に係る制度及びその変遷



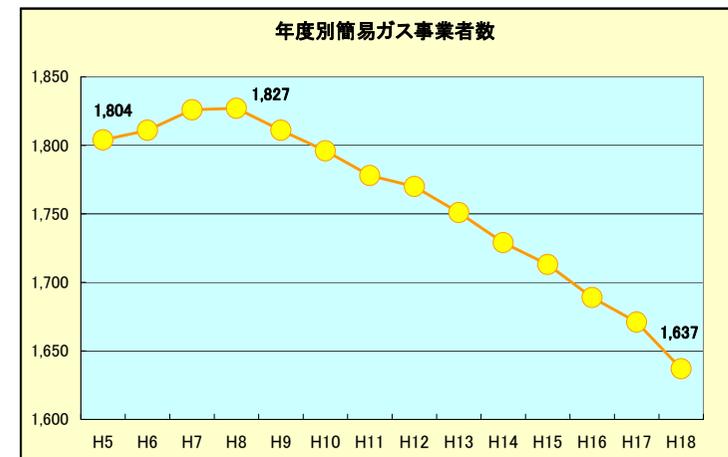
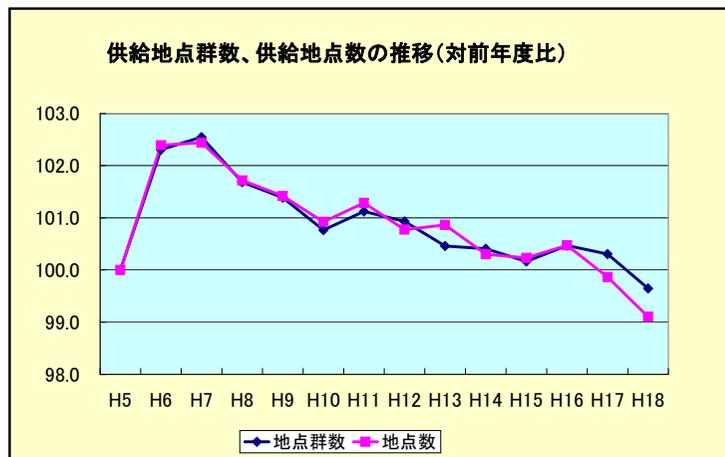
# 簡易ガス事業関連データ

平成18年度末

簡易ガス事業者数	1,637
供給地点群数	7,886
供給地点数	1,928,926



※調定率＝調定数／供給地点数  
(調定数とは現に供給している需要家数)



## 【主な減少要因】

- 事業者数の減 : 供給設備の更新費用の捻出、主任技術者の確保が困難なため大手事業者に売却
- 供給地点群数の減 : 社宅の売却、老朽家屋の取り壊し、宅地開発の減
- 調定数の減 : リゾートマンションへの供給、電化・LPへの切替



# ガス導管事業について

ガス導管事業とは(ガス事業法第2条第5項:平成16年改正において創設)

自らが維持・運用する**特定導管(経済産業省令で定める一定規模以上の供給能力を有する導管)**によりガスの供給(卸供給、託送供給及び大口供給)を行う事業

## 【制度創設の主旨】

我が国の導管網が、一部の長距離導管網を除き大半が需要密集地を核として各々地域的に形成されており、欧米に比べて輸送導管網の発達が不十分である状況を踏まえ、我が国における今後のガス市場を活性化させ、公正な競争を促進することを目的として、導管網の設置と独立した導管網の相互の連結を促すとともに、導管網の第三者利用に関する公正なルールを整備拡充し、ガスの小売及び卸売に使用する導管を公平に取り扱う観点から創設されたもの。

## ガス導管事業者の導管敷設状況

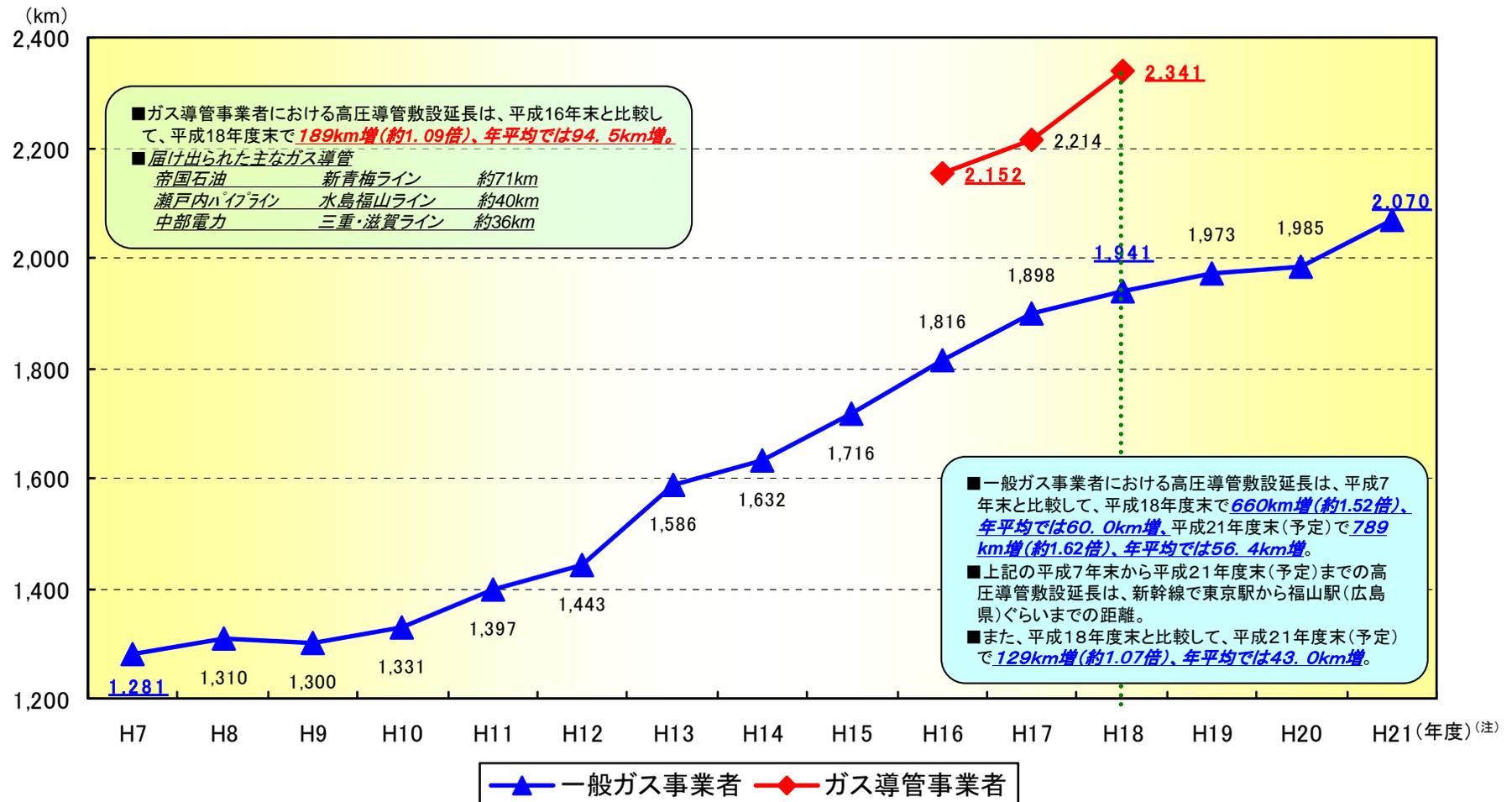
(平成18年度末現在)

事業者名	導管総延長数(単位:km)			計
	高圧 1.0MPa 以上	中圧 0.1MPa以上 1.0MPa未満	低圧 0.1MPa 未満	
帝国石油(株)	1,278	74	0	1,352
石油資源開発(株)	720	31	0	751
東京電力(株)	122	34	0	156
中部電力(株)	81	20	0	101
秋田県天然瓦斯輸送(株)	0	58	0	58
九州ガス圧送(株)	0	52	0	52
瀬戸内パイプライン(株)	37	0	0	37
三愛石油(株)	0	31	0	31
南富士パイプライン(株)	31	0	0	31
東北天然ガス(株)	30	0	0	30
関東天然瓦斯開発(株)	0	15	0	15
エア・ウォーター(株)	10	2	0	12
(株)エヌ・エナジー	0	13	0	13
日本海洋石油資源開発(株)	9	0	0	9
川崎ガスパイプライン(株)	5	0	0	5
(株)オンサイト・エネルギーサービス静岡	0	3	0	3
関西電力(株)	18	0	0	18
新日本石油(株)	0	5	0	5
合計(18事業者)	2,341	337	0	2,678

(出典)ガス導管事業(変更)届出書

# 一般ガス事業者及びガス導管事業者の高圧導管敷設延長の推移

- 自由化以後の高圧導管敷設延長は順調に増加。
- 平成18年度におけるガス導管事業者の高圧導管敷設延長は2,341km、一般ガス事業者の高圧導管敷設延長は1,941km。



(出典) 一般ガス事業者:平成7～平成17年度までは「ガス事業便覧」、平成18～平成21年度までは各事業者の「平成19年度供給計画」等  
 ガス導管事業者:「ガス導管事業(変更)届出書」(ガス導管事業(変更)届出書は、事業を営もうとするときに届け出るものであるため、計画中の導管も含まれる)  
 (注)ガス事業便覧の公表方法の変更等に伴い、平成16年度までは年末(12月末)、平成17年度からは年度末(3月末)の数値を記載。

## 我が国のLNG基地の概要

	基地総数	タンク数	貯蔵容量(kl)	シェア(%)
一般ガス事業者所有	11	44	3,906,000	26.8
電気事業者所有	6	40	3,450,000	23.7
一般ガス・電気事業者共同所有	3	53	4,140,000	28.4
その他	7	34	3,057,200	21.0
計	27	171	14,553,200	100.0

●基地利用要領作成状況

《作成》23基地

《検討中》4基地

●基地所有事業者数: 18事業者

●基地利用要領作成事業者: 14事業者

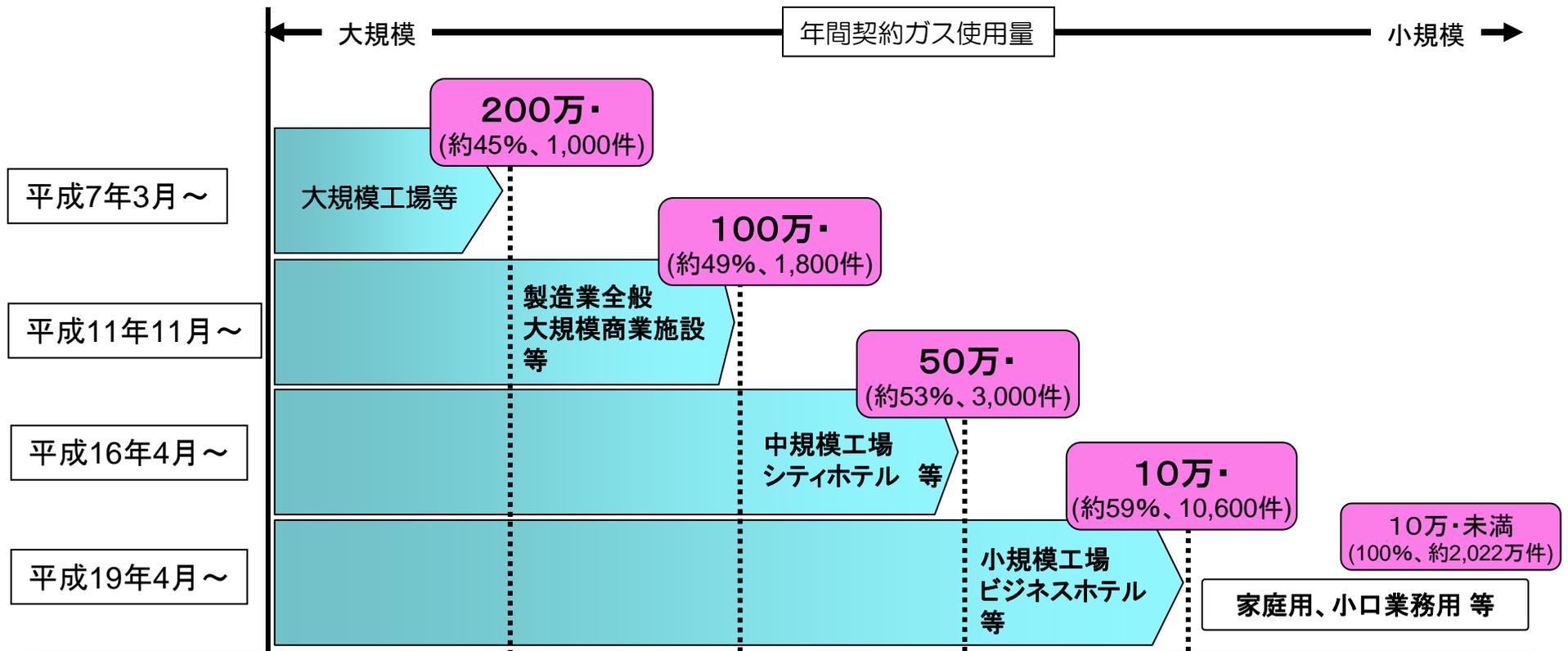
《東京瓦斯、東邦瓦斯、大阪瓦斯、西部瓦斯、広島ガス、東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、日本海エル・エヌ・ジー、知多エル・エヌ・ジー、堺エル・エヌ・ジー、大分エル・エヌ・ジー、北九州エル・エヌ・ジー》

(出典)事業者資料等

# ガス事業の制度改革について

- ◎平成7年に200万 $\text{m}^3$ 以上の需要家を対象に自由化を開始。以後、11年、16年と段階的に自由化範囲を拡大。
- ◎19年4月からは、10万 $\text{m}^3$ 以上までを自由化対象範囲とする4度目の制度改革を実施。

## 小売自由化範囲の拡大

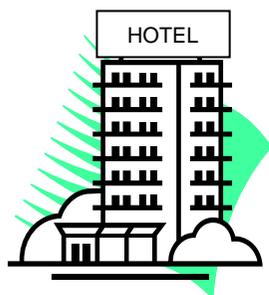


※ ( ) 内の数字は大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合及び対象需要家件数（調定件数）平成17年度実績

## 今次のガス自由化範囲拡大について

○ 平成19年4月から、自由化範囲拡大。  
(年間契約ガス使用量50万m<sup>3</sup>以上→10万m<sup>3</sup>以上へ拡大)

- 自由化対象需要家件数は、約3.7倍に(※)。
- 新たに病院、ホテル、スーパー銭湯、スポーツ施設等といった中規模の熱・空調用需要家が自由化の対象に。
- 自由化範囲の拡大により新たに自由化範囲に含まれることとなった需要家は、価格交渉、複数のガス供給者に対する見積聴取、柔軟な契約交渉(複数の大口需要について一括交渉等)等が可能に。



※上位10社で2,837件→10,611件に(平成17年度)